

みなさんのご意見を市政に反映する パブリック・コメント制度がスタートします

【問い合わせ先】 雲南市政策企画部情報政策課 ☎0854-40-1015

市では「市民が主役の自治のまち」をめざし、住民と行政の協働によるまちづくりを進めていきます。その中で、市民のみなさんから幅広く多様な意見をいただき、市政に反映していくパブリック・コメント制度を平成17年度から導入します。

この制度は、政策・計画・条例などの策定課程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、みなさんの市政への参画を推進することを目的としています。

パブリック・コメント制度の流れ

政策等の原案の策定



パブリック・コメント制度の対象には次のものがあります

- ①総合計画等市の基本的な政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本的事項を定める計画の策定又は変更。
- ②市の基本的な制度や方針を定める条例の制定又は改廃。
- ③市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃。
- ④市民の公共の用に供する重要な施設に係る基本計画の策定又は変更。
- ⑤前各号に掲げるもののほか、制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、市民等への影響を勘案して、パブリック・コメント手続きを実施することが適当であると実施機関が判断したもの。

原案の公表

- 案
- 趣旨・目的・背景
- 実施機関の考え方、論点
- 関連資料

公表方法

- 市報「うんなん」、ホームページへの掲載
- 雲南夢ネットへの掲載
- 本庁及びセンター担当課での閲覧
- その他実施機関が必要と認める方法

1ヵ月以上

意見受付

書面提出・郵便・電子メール・FAX
その他実施機関が適当と認める方法
※住所・氏名・連絡先を明記

提出された意見を考慮

- 意見を取り入れる場合→意見に基づき案を修正
- 意見を取り入れない場合→市の考え方、取り入れなかった理由を説明

政策等の意思決定

結果の公表

- 提出された意見の概要
- 意見に対する実施機関の考え方
- 案を修正したときは修正内容

議会提案・議決

※条例など議会にかける案件の場合

政策等の実施・執行

パブリック・コメント手続き



パブリック・コメント制度

市の基本的な政策や条例等の策定過程において、案の段階でその趣旨、内容を広く公表し、市民等からその政策に対する意見・情報の提出を受け、その寄せられた意見等に対する市の考え方を明らかにするとともに、提出された意見等を考慮して実施機関としての意思決定を行う一連の手続きをいう。